

令和4年第1回臨時会

鳴沢村議会会議録

令和4年11月30日 開会

令和4年11月30日 閉会

鳴沢村議会

令和4年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

令和4年11月30日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	小林 清一
7番	小林 昭一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	三浦 直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

議案第28号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第 29 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 30 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 31 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 32 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 33 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 1 号）

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 28 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正す
る条例を定める件
- 日程第 5 議案第 29 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 30 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 31 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 32 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 33 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 1 号）

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和4年第1回臨時議会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスが第8波に突入しました。新薬ゾコーバの効果が期待されます。

山梨県の感染者数も増加傾向ですが、病床使用率は37.4%となっております。

新型コロナウイルスが終息に向かうには、人口の7割の方が抗体を持つ必要があるようです。ワクチン接種の推進と感染対策を引き続きお願いいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻が長引き、物資が不足、円安もあってインフレが加速しています。我々の家計も圧迫され、本臨時議会にも国からの経済対策が議題に上がっています。

村民の不安を軽減できるよう、本日も慎重審議いただくようお願いし、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会 午前10時00分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和4年第1回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（三浦直樹君） ここで、村長より臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和4年第1回鳴沢村議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員さん全員の参会の下開会できますこと

を、敬意を申し上げるとともに、感謝申し上げさせていただきます。

本年はコロナ禍の中ではありましたが、3年ぶりに開催できました村民体育祭り、紅葉ロードレース大会には、議員の皆さん、また村職員をはじめ多くの関係者のご協力により、無事に開催することができ、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

先ほど議長さんも申し上げましたが、コロナ禍の第8波の兆しが見えております。お互いに気をつけて生活をしていただきたいと思っております。また、ワクチン接種による重症化率の低下等もいわれておりますので、これはお互いの健康のためではありますが、接種をお願いしたいと思っております。

また、私ごとですが、先日の県民の日に、図らずも本年の県政功労者表彰の栄に浴させていただきました。これもひとえに、その時々議員の皆さん、村の職員、村民の皆様方の長年におわたるご支援、ご厚意のたまものと深く感謝申し上げます。

この上は、さらに決意を新たに、鳴沢村のため、微力ながら全力を尽くして、皆様のご期待に応えるよう努力する所存でございますので、今後ともなお、今までと変わらぬご指導とご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会には、条例改正1件、補正予算5件を上程させていただいております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺宗司君、土屋文明君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日、午前9時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項については、次の3項目です。

1、会期は本日1日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、臨時会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いた

します。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これ
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会
期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第4 議案第28号 鳴沢村職員給与条例の一部を改 正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、議案第28号鳴沢村職員給与条例
の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第28号鳴沢村職員給与条例の一部
を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

令和4年8月8日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給
与改定、山梨県職員の給与改定等を考量し、本村職員の給与、
勤勉手当の改定を行う必要があるため、鳴沢村職員給与条例の
一部を改正するものであります。

1ページの第1条をご覧ください。

条例第17条第2項第1号の勤勉手当については、民間の給
与・賞与支給割合に見合うように引き上げ、所要の改正を行う
ものであります。

第17条第2項第1号を改正することにより、勤勉手当を一般

職員においては0.95月から1.05月に、特定幹部職員においては1.15月から1.25月に、再任用職員においては0.45月から0.50月に、再任用特定幹部職員においては0.55月から0.60月に改正するものであります。

これらの改正により、令和4年度12月期の一般職における期末勤勉手当は2.15月から2.25月へ0.10月分の増額となり、令和4年度の期末勤勉手当の合計は年間で4.4月分となります。

2ページから7ページをご覧ください。

行政職給料表及び看護・保健職給料表を国家公務員の俸給表に準じて改めるものであります。若年層を中心とした改定で、平均の改定率は全体で0.2%の引き上げ改定となります。

以上、第1条の改正につきましては公布の日から施行しますが、給与改定については令和4年4月1日から遡及適用となり、賞与に係る条例第17条第2項の改正については令和4年12月1日から適用となります。

続きまして、8ページから9ページをご覧ください。

第2条の改正内容は、第1条により引き上げを行った勤勉手当について、6月期、12月期合わせて0.10月分の増額となるように改正を行うものであり、令和5年4月1日から施行するものであります。

第17条第2項第1号を改正することにより、勤勉手当を一般職員においては1.05月から1.0月に、特定幹部職員においては1.25月から1.20月に、再任用職員においては0.50月から0.475月に、再任用特定幹部職員においては0.60月から0.575月に改正されます。

第2条の改正により、令和5年度6月期の一般職における期末勤勉手当は2.25月から2.2月へ0.05月分の減額とな

り、令和5年度の期末勤勉手当の合計は年間で4.4月分となります。

以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第29号 令和4年度鳴沢村一般会計補正
予算（第4号）

◎日程第6 議案第30号 令和4年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第31号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業

特別会計補正予算（第1号）

◎日程第8 議案第32号 令和4年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第2号）

◎日程第9 議案第33号 令和4年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦直樹君） 日程第5、議案第29号令和4年度鳴沢村一
般会計補正予算（第4号）から日程第9、議案第33号令和4
年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの
5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第29号令和4年度鳴沢村一般会計補正
予算（第4号）から議案第33号令和4年度鳴沢村後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案につきまして、
提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するもの
として、新たに2,309万1,000円を追加し、一般会計
並びに特別会計予算総額を31億4,130万円とするもので
あります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、電気・ガス・食料
品等価格高騰緊急支援給付金支給事業1,969万6,000
円、人事院勧告に伴う給与改定による人件費の補正が総額30
7万5,000円などで、早急に対応しなければならないもの
として計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金1,969万
6,000円、普通交付税321万1,000円を見込んでお
ります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれまして

も、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、総務課長及び福祉保健課長より説明をいたします。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） それでは、議案第29号から議案第33号の詳細についてご説明させていただきます。

最初に、人件費の補正に関する説明を行います。

人事院勧告等に基づく人件費の増額で、民間給与との格差是正のため、若年層を対象とした給与の改定で、平均改定率は0.2%で、月額800円ほどであります。

この給与改定については、4月に遡り遡及適用するものであります。また、賞与についても、民間との格差が0.1ヶ月分となっており、格差是正のため、勤勉手当を0.1ヶ月分引き上げるものであります。

一般会計に係る人件費の増額は307万5,000円であります。特別会計については、国民健康保険特別会計は4万円の増額、介護保険特別会計は5万2,000円の増額、後期高齢者医療特別会計は4万4,000円の増額で、財源は一般会計からの繰入金であります。また、簡易水道事業特別会計は4万8,000円の増額で、財源は水道使用料の増額で対応しております。

一般会計での人件費及び特別会計人件費への繰出しに係る財源は、地方交付税321万1,000円を見込んでおります。

以上が人件費補正の詳細説明であります。

議長（三浦直樹君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡邊 積君） 続きまして、福祉保健課所管の補正予算の詳細についてご説明いたします。

お手元の予算要求書の3ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

国庫補助金の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ですが、要求額1,969万6,000円の皆増です。内訳は、事業費分としまして1,750万円、事務費分としまして219万6,000円です。

続きまして、関連する歳出のご説明をいたします。

69ページをお願いいたします。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業となります。

要求額は1,969万6,000円の皆増で、財源は全額国庫支出金であります。

次のページ、70ページをご覧ください。

事業の内容ですが、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円の給付を行うものであります。対象は、令和4年9月30日の基準日において世帯全員の令和4年分の住民税均等割が非課税である世帯及び家計が急変し、同様の事情であると認められる世帯であります。

事業費の内訳ですが、350世帯分の支援給付金で1,750万円、またその給付に関する事務費としまして219万6,000円であります。

9月に政府で開催されました物価・賃金・生活総合対策本部において緊急の支援策が決定したため、今回の補正予算となったものであります。

12月上旬にお知らせを通知し、12月の下旬に第1回目の振込を予定しております。

以上で議案第29号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から議案第33号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号から議案第33号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号から議案第33号までの5件は可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。したがって、議案第29号から議案第33号までの5件は原案のとおり可決することに決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和4年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月30日

議会議長

署名議員

署名議員